

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

◇ 準確定申告と債務控除

Q: 昨年10月に父が亡くなりましたが、昨年の初めに土地を売却していました。父の所得の申告はどうすればよいのでしょうか。

A: 納税者が年の中で死亡した場合の確定申告書は、相続人が相続開始を知った日の翌日から4カ月以内に各相続人が連署して一通の申告書で申告するのが原則です。

これを準確定申告といい、この申告書を準確定申告書といいます。

相続人が別々に申告することもできますが、その場合は他の相続人の名前を付記し、直ちに他の相続人に記載した内容を通知しなければならないことになっています。

申告には、土地の売却による所得を含めて、1月1日から死亡の日までのお父さんの所得について所得税を計算します。

ここで確定した所得税は、お父さんの債務として、相続税の計算上、債務控除の対象となります。

債務控除とは、遺産を取得した相続人（相続を放棄した人や相続権を失った人を除きます）や包括受遺者が、亡くなった人の債務や葬式費用を負担するときは、その金額を取得した遺産額から控除するというものです。

この場合の債務は、相続開始の際現に存するもので、確実なものに限られています。

公租公課については、相続開始の日に確定しているものの外、亡くなった人の所得税や贈与税なども債務控除の対象となります。

